

## 議案第43号

### 養父市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定 について

養父市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月8日提出

養父市長 広瀬 栄

## 養父市条例第 号

### 養父市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

養父市固定資産評価審査委員会条例（平成16年養父市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第2号において「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第10条第2号中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術活用法第7条第1項」に、「同項」を「情報通信技術活用法第6条第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号 養父市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(手数料の額等)</p> <p>第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を<u>情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項</u>に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙一枚につき10円</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p><u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第2号において「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(手数料の額等)</p> <p>第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を<u>情報通信技術活用法第7条第1項の規定により情報通信技術活用法第6条第1項</u>に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙一枚につき10円</p>